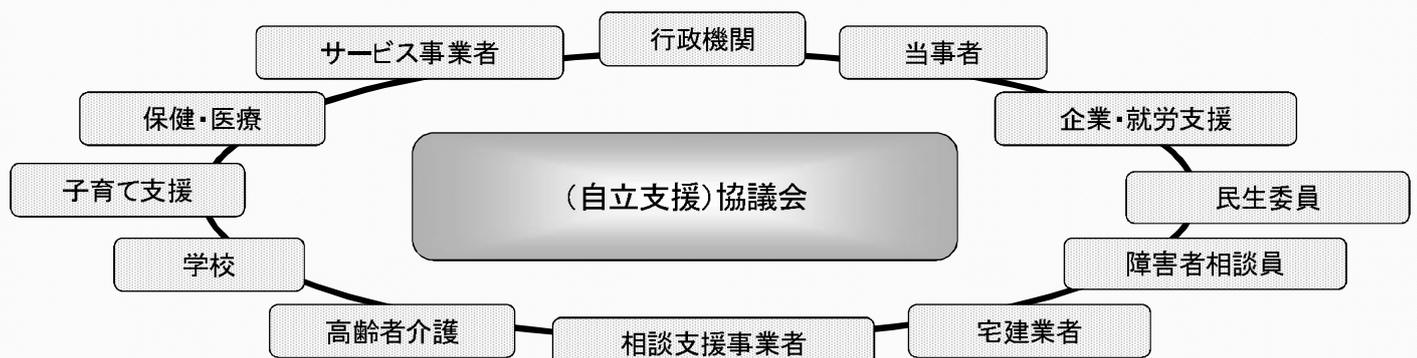


(自立支援)協議会

(自立支援)協議会の法定化

- (自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていく重要な役割を担っているが、(自立支援)協議会の法律上の位置付けが不明確。
- 障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化。
 - ※ 改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。
- 障害者総合支援法の施行(25年4月)により、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者家族の参画を明確化

【(自立支援)協議会を構成する関係者】



市町村の(自立支援)協議会の役割

- 自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。
 - 障害者総合支援法の成立等を踏まえ、
 - ・ 委託障害者相談支援事業や基幹相談支援センターの事業実績に関する検証や評価、
 - ・ 指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画等の質の向上を図るための体制や、
 - ・ 地域移行支援・定着支援を効果的に実施するための相談支援事業者、精神科病院、入所施設、保健所や地域の障害福祉サービス事業所等による地域移行のネットワークの強化や、障害福祉サービスの利用の組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発の役割強化が必要。
 - また、障害者虐待防止法の成立を踏まえ、
 - ・ 地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化が必要。
 - このため、自立支援協議会はこれらの役割を担う旨通知により明確化。併せて、市町村は、地域の実情に応じて当該役割を担うための専門部会の設置を検討。
- ※ 22年改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。

(自立支援)協議会

地域移行部会

サービス等利用計画等
評価部会

権利擁護部会

こども支援部会

就労支援部会

等

市町村自立支援協議会の機能

情報機能

・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信

調整機能

・ 地域の関係機関によるネットワーク構築
・ 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整

開発機能

・ 地域の社会資源の開発、改善

教育機能

・ 構成員の資質向上の場として活用

権利擁護機能

・ 権利擁護に関する取り組みを展開する

評価機能

・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価
・ サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価
・ 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

(自立支援) 協議会の活性化に向けて

出典：自立支援協議会の運営マニュアル（財団法人 日本障害者リハビリテーション協会（平成20年3月発行））

地域自立支援協議会はプロセス（個別課題の普遍化）

機能する協議会のイメージ

全体会 年2～3回

専門部会 毎月開催

定例会 毎月開催

運営会議（事務局会議） 毎月開催・随時

一般的な協議会のイメージ

ニーズ・課題
・困難ケース等

Aさんの

個別の
支援会議

Bさんの

個別の
支援会議

Cさんの

個別の
支援会議

Dさんの

個別の
支援会議

ポイント5

* 全体会において地域全体で確認

ポイント4

* 課題別に具体的議論を深める。社会資源の改善・開発を全体会に提案

ポイント3

* 定例会で地域の情報を共有し、具体的に協議する場
(参加者は現場レベル)

ポイント2

* 個別の支援会議で確認した課題の取扱いについて運営会議で協議・調整
(交通整理役、協議会のエンジン)

ポイント1

* 個別の支援会議は協議会の命綱
これが開催されないと、協議会の議論が空回りするが多い。
* 本人を中心に関係者が支援する支援を行う上での課題を確認する場

12

市町村(自立支援)協議会は地域づくりの中核

- 自己完結に陥らない(ネットワークで取り組む基盤をつくる)
- 他人事にとらえない(地域の課題を的確に把握する)
- 出来ることから進める(成功体験を積み重ねる)
- 取り組みの成果を確認する(相互に評価する)

市町村(自立支援)協議会は地域が協働する場

地域で障害者を支える

13